



福岡医発第 67 号 (地)

平成 24 年 4 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

介護認定審査会運営に関する協力について (お願い)

福岡県介護保険広域連合では、介護認定審査会の平準化や効率化、負担軽減等が推進されており、今般、別紙のとおり協力依頼が参りました。

そこで、平成 24 年 3 月 29 日開催の全会第 40 回全理事会で協議の結果、本件に協力することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管内福岡県介護保険広域連合支部に対しまして御協力賜われますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、ご参考までに全郡市医師会にご連絡させていただいておりますことを申し添えます。

---

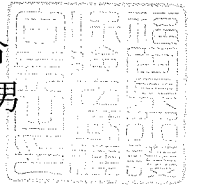
小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也  
会長 蒲池 壽

23 福介連認第 85 号  
平成 24 年 3 月 15 日

社団法人福岡県医師会  
会長 松田 峻一良 様

福岡県介護保険広域連合  
広域連合長 怡土 康男  
( 事業課 認定係 )



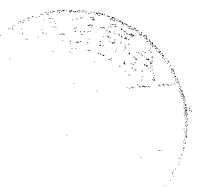
**介護認定審査会運営に関する協力について（依頼）**

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、当広域連合の介護保険行政に対し、格別なる御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合では介護認定審査会の平準化や効率化、負担軽減などを推進しているところであります。

つきましては、別紙のとおり要望をいたしますので、貴地域医師会へのご周知ならびにご指導につきまして、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



# 介護認定審査会運営基準

## －福岡県介護保険広域連合－

福岡県介護保険広域連合では、介護認定審査会の運営基準を次のとおりとする。

- ①開催時間は、午後7時～9時までを原則とし、支部の実状に応じて開催することとする。
- ②1合議体あたりの審査件数は30件を基準とする。
- ③合議体定数5名を基準とし、医療、保健、福祉の専門職から構成し、過半数の出席を得て開催する。
- ④支部に精神科医を最低1名確保した合議体を設けるよう努める。
- ⑤合議体は原則2週間に1度開催し、ローテーションで運営する。

以上、5項目の理由を項目ごとに説明すると

- ①委員に負担をかけない開催時間帯を設定することを原則とした。診療及び業務終了時間がおおむね午後6時までと推定し、審査会場への移動時間等を考慮して、午後7時からの開催が妥当だと判断した。また、現在支部で行われている認定審査会の実績により、1回あたりの審査時間は2時間が妥当だと判断しこれを原則とした。  
ただし、昼間の開催及び開催時間等各支部の実状に併せるものとする。
- ②1件あたりの審査時間については、約半分の支部において、事前配布が実施されている状況及び大部分の認定審査会委員が経験を積んだことにより、審査時間の短縮が図られていること。  
このことにより、事前配布の有無に拘わらず30件を基準とする。
- ③平成16年4月1日の介護認定審査会運営要綱見直し、認定審査会委員の負担軽減及び審査業務の効率化並びに認定経費の節減をはかる。
- ④当初、申請者に認知症等の症状が見られる場合など、専門的な見地から判定の必要が生じる可能性を考慮し、専門医である精神科医が所属する合議体を支部に設けることとしたが、自立支援法での審査会の実施や、元々の精神科医師数の関係から、一部支部を除き確保できていない状況である。  
しかし、専門的見地からの判断の必要性から今後も引き続き確保に努める。
- ⑤認定審査会委員の負担軽減のため。及び市町村合併に伴い支部の規模が変わり、1開催あたりの適切な審査判定数確保の困難が想定されるため原則とする。

※委員長 13,500 円/1 回    委員 11,300 円/1 回    費用弁償 2,000 円（一律）/1 回

## 支部別審査件数

平成22年度

|            | 合議体数 | 審査件数<br>A | 審査会開<br>催回数 B | 1合議体当<br>たり開催回<br>数 | 1回当たり<br>審査件数<br>A/B | 1件当たり<br>の審査時<br>間(分) |
|------------|------|-----------|---------------|---------------------|----------------------|-----------------------|
| 粕屋支部       | 8    | 5,994     | 196           | 24.5                | 30.6                 | 3.9                   |
| 遠賀支部       | 12   | 5,697     | 242           | 20.2                | 23.5                 | 2.5                   |
| 鞍手支部       | 10   | 4,205     | 178           | 17.8                | 23.6                 | 1.3                   |
| 朝倉支部       | 3    | 1,520     | 52            | 17.3                | 29.2                 | 2.1                   |
| うきは・大刀洗支部  | 6    | 2,595     | 114           | 19                  | 22.8                 | 2.6                   |
| 柳川・大木・広川支部 | 12   | 5,388     | 209           | 17.4                | 25.8                 | 1.7                   |
| 田川・桂川支部    | 33   | 13,175    | 584           | 17.7                | 22.6                 | 2.7                   |
| 豊築支部       | 10   | 4,259     | 158           | 15.8                | 27.0                 | 3.3                   |
| 広域連合       | 94   | 42,833    | 1,733         | 18.4                | 24.7                 | 2.7                   |

平成23年度 (4月～1月)

|            | 合議体数 | 審査件数<br>A | 審査会開<br>催回数 B | 1合議体当<br>たり開催回<br>数 | 1回当たり<br>審査件数<br>A/B | 1件当たり<br>の審査時<br>間(分) |
|------------|------|-----------|---------------|---------------------|----------------------|-----------------------|
| 粕屋支部       | 8    | 4,998     | 161           | 20.1                | 31.0                 | 3.9                   |
| 遠賀支部       | 12   | 4,793     | 203           | 16.9                | 23.6                 | 2.5                   |
| 鞍手支部       | 10   | 3,413     | 145           | 14.5                | 23.5                 | 1.3                   |
| 朝倉支部       | 3    | 1,248     | 42            | 14                  | 29.7                 | 2.0                   |
| うきは・大刀洗支部  | 6    | 2,415     | 106           | 17.7                | 22.8                 | 2.6                   |
| 柳川・大木・広川支部 | 12   | 4,248     | 177           | 14.8                | 24.0                 | 1.9                   |
| 田川・桂川支部    | 33   | 10,474    | 476           | 14.4                | 22.0                 | 2.7                   |
| 豊築支部       | 10   | 3,417     | 137           | 13.7                | 24.9                 | 3.6                   |
| 広域連合       | 94   | 35,005    | 1,447         | 15.4                | 24.2                 | 2.7                   |

【別紙】

認定審査会 1 回あたりの審査件数について

介護認定審査会は、国が定める介護認定審査会運営要綱に沿って運営されています。また、当広域連合では貴医師会との申し合わせにより、介護認定審査会運営基準を定め、審査会の適正な運営に努めております。

介護認定審査会運営基準では、「1 回あたりの審査件数は 30 件を基準とする。」とされています。当広域連合の 1 回あたりの平均審査件数は約 25 件となっています。1 回の審査件数を 30 件に近づけることにより、年間の審査会開催回数が削減され審査会委員の負担軽減と効率化を図ることができます。

このようなことから、「1 回あたりの審査件数は 30 件を基準とする。」について推進されますようご協力をお願いいたします。